



タックス・ヘイブン対策税制の適用除外規定における「主たる事業」に係る解釈を示した名古屋地裁平成 26 年 9 月 4 日判決について

執筆者: 北村 導人、柴田 英典

今回のニューズレターは、地域統括事業等を行っていた特定外国子会社等に関し、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外規定における「主たる事業」に係る解釈を示した上で、同適用除外規定の適用を認めた(納税者勝訴の)名古屋地裁平成 26 年 9 月 4 日判決[公刊物未登載](以下「本判決」といいます)を取り上げます。

なお、本稿では、特に断りがない限り、本事案に適用された、租税特別措置法(平成 21 年法律第 13 号による改正前のもの)を「租税法」といいます(平成 22 年度税制改正によるいわゆる統括会社要件が導入される前の事案であることにご留意下さい)。

1. 事案の概要

(1) 本事案の経緯

自動車関連製品の製造・販売等を営む内国法人X社は、シンガポールに本店を置くX社の 100%子会社(以下「S社」といいます)が、2006 年 4 月 1 日から 2007 年 3 月 31 日まで、及び 2007 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日まで(以下、それぞれ「2007 事業年度」及び「2008 事業年度」といいます)において、ASEAN地域に存する子会社 13 社及び関連会社 3 社の株式を保有するとともに地域統括に関わる業務を行っていた(その業務内容は、①地域企画、②調達、③財務、④材料技術、⑤人事、⑥情報システム、⑦物流改善、⑧株式保有及び⑨その他と多方面にわたっていた)(以下、これらの業務を総称して「S社業務」といいます)ことから、S社の「主たる事業」は(S社業務のうち⑧株式保有ではなく、)地域統括業務であり、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件(租税法 66 条の 6 第 3 項、4 項)を満たすものとして、X社の平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期において、S社の課税対象留保金額をX社の所得として合算することなく、確定申告を行いました。これに対して、課税当局は、S社の「主たる事業」は株式の保有に係る事業であり、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件(いわゆる事業基準)を満たさないとして更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分(以下、併せて「更正処分等」といいます)を行ったことから、X社は、その取消しを求めて不服申立て(異

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

議申立て及び審査請求)並びに訴訟を提起し、争いました。異議申立てでは平成 22 年 11 月 24 日付決定で、審査請求では平成 23 年 11 月 22 日付裁判(以下「本件裁判」といいます)で、いずれも棄却の判断がなされていましたが、名古屋地裁に提起された訴訟(以下「本件訴訟」といいます)では、納税者の主張が認容され、課税処分の大半が取り消されました(但し、控訴審係属中)。

(2) 争点と当事者の主張

本事案では、S 社業務が、株式の保有のみならず、地域統括業務を含んでいたため、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外基準(租税法 66 条の 6 第 3 項、4 項)を判定するための S 社の「主たる事業」がいずれの事業であるかが問題となりました。具体的には、(本判決の認定によれば、)S 社の 2007 事業年度及び 2008 事業年度における従業員、固定資産、収入金額及び所得金額はそれぞれ以下のとおりでした。

	地域統括業務 (株式の保有に係る業務を除く)		株式の保有に係る業務	
	2007 事業年度	2008 事業年度	2007 事業年度	2008 事業年度
従業員数	35 人	34 人	0 人	0 人
固定資産の金額 ²	約 0.2%		約 60.1%	約 53.1%
固定資産の使用状況	地域統括業務に大半を使用		なし	
収入金額	約 85% ³		不明	
所得金額	約 4.2%	約 5.9%	約 92.3%	約 86.5%

本件訴訟においては、上記のような状況下で、(i)いわゆる事業基準に関して、S 社の「主たる事業」が株式の保有であるか(争点(i))、(ii)いわゆる非関連者基準・所在地国基準に関して、S 社の「主たる事業」が(非関連者基準が適用される)卸売業であるか(争点(ii))が争点とされ、課税当局及び X 社は、それぞれ以下のとおり主張しました。

(a) 課税当局の主張

- ① 特定外国子会社等に係る「主たる事業」の判定については、特定外国子会社等の事業活動の客観的結果として得られる収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定するべきである。
- ② もっとも、事業基準の趣旨等を踏まえると、事業基準において、特定外国子会社等の「主たる事業」が株式の保有であるか否かを判断する場合には、その所在地国における株式保有に係る事業活動に要する使用人の数や固定施設等の状況という事業実体に係る人的・物的な規模を示す判断要素よりも、株式保有に係る事業活動の結果得られた収入金額や所得金額という金額的な規模を示す判断要素を重視して、総合的に勘案すべきである。

(b) X 社の主張

- ① 株式の保有が「主たる事業」に該当するためには、単に株式を保有しているだけでは足りず、何らかの事業として株式を保有していることが必要であり、株式の売買により収益を上げているというような資産運用的な所得の獲得を目的としていること等を要するというべきである。
- ② 「主たる事業」の判定については、事業活動の実態に即して種々の要素を総合的に勘案して判定しなければならないが、全所得

¹ なお、X 社は、平成 22 年 3 月期及び平成 23 年 3 月期においても、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件を満たさないとして更正処分等を受けており、訴訟を提起しています。詳細については、後掲(注 4)参照。

² 各業務に係る固定資産の金額の総資産額に占める割合です。

³ 当該収入金額の割合は、地域統括業務のうち物流改善業務に関する収入の収入全体に対して占める割合です。

に占める配当所得の割合など特定の事項のみを重視して判定すべきものではない。

(3) 本件判決の内容

本件訴訟に前置された審査請求に係る判決(平成 23 年 11 月 22 日名裁(法)平 23-49 判決事例集未登載)は、①S社は、その収入金額、所得金額のおおむねを株式保有業から得ており、また、保有資産の額の過半が株式保有業に係るものと認められ、②一方で、使用人はすべて地域関連会社に対するサービス業に投入されているが、そもそも株式保有業は従業員がいなくても行い得る事業であり、固定施設についても、株式保有業にはさして必要ではないから、これらを重視してS社の事業基準に係る主たる事業の判定を行うことは適当ではないと述べた上、③S社の事業について、収入金額や所得金額の状況、使用人の数や固定施設等の状況を事業基準の趣旨に基づいて総合勘案すると、その主たる事業は株式保有業と認めるのが相当であるとし、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外規定の適用を認めませんでした⁴。

2. 本判決の要旨

(1) 「主たる事業」の判定方法について

本判決は、タックス・ヘイブン対策税制及びその適用除外要件の趣旨について述べた上で、「主たる事業」の判定方法について、「特定外国子会社等の当該事業年度における事業活動の具体的かつ客観的な内容から判定するほかないのであって、特定外国子会社等が複数の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかに関しては、当該外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、それぞれの事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等の具体的かつ客観的な事業活動の内容を総合的に勘案して判定するのが相当である」としました。

(2) S社の「主たる業務」が株式の保有であるか(争点(i))

そして、本判決は、以下の諸点から、S社の「主たる事業」は、株式の保有に係る事業ではなく、地域統括業務を行う地域統括事業であったと認定しました。

- (a) 地域統括業務に従業員の大半が従事していた一方で株式保有業務に従事していた者は 0 人であったこと(各事業に従事していた者の数)
- (b) 固定施設の大半が地域統括業務の用に供されており、株式保有業務の用に供されていた固定施設が無かったこと(固定施設の使用状況)

⁴ X社は、平成 22 年 3 月期及び平成 23 年 3 月期においても、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件を満たさないとして更正処分等を受けました。(後記 3.(2)記載の平成 22 年度税制改正は、特定外国子会社等の平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る適用対象金額及びその適用対象金額に係る課税対象金額について適用され、かかる課税対象金額が計算された事業年度終了の日の翌月から 2 月を経過する日を含む内国法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されることから、結局、X社において平成 22 年度税制改正後の租税特別措置法の適用を受けるのは、平成 24 年 3 月期以降となるため。)平成 22 年 3 月期及び平成 23 年 3 月期においても、平成 22 年度税制改正前の租税特別措置法が適用され、本件訴訟と同様、「事業持株会社」該当性ではなく、S社の「主たる事業」が株式の保有であるかが問題となりました。そして、平成 22 年 3 月期及び平成 23 年 3 月期に係る判決(平成 25 年 12 月 2 日名裁(法)平 25-19 判決事例集未登載)においても、S社は、サービス業のほか、株式保有業も行っているところ、①その収入金額及び所得金額のおおむねを株式保有業から得ていること、②使用人はすべて地域関連会社に対するサービス業に従事しているが、そもそも株式保有業は従業員がいなくても行い得る事業であること、③固定施設も専ら地域関連会社に対するサービスに係る業務に使用されているが、株式保有業には所在地に固定施設を有する必要性は乏しいといえることから、使用人の数及び固定施設の状況を重視して「主たる事業」が株式保有業等には該当しないという要件(事業基準)の判定を行うことは適当でなく、S社の事業について、収入金額や所得金額の状況、使用人の数や固定施設の状況を事業基準の趣旨を踏まえて総合勘案すると、その「主たる事業」は株式保有業であるとして、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外規定の適用を認めませんでした。なお、平成 22 年 3 月期及び平成 23 年 3 月期についても、訴訟が提起されているようですが、まだ判決は出されていないようです。

- (c) 地域統括業務のうち、物流改善業務の売上が S 社の収入金額の約 85%を占めていたこと(売上)
- (d) S 社のそもそもの設立目的が地域統括業務であったこと(設立目的)
- (e) 地域統括業務に係る業務内容が順次拡大していったこと(経緯)
- (f) 多岐にわたる地域統括業務を行っていたこと(業務実態)
- (g) 地域統括業務により、グループ会社全体に原価率の低減による利益をもたらし、被統括会社からの配当収入の中に反映されたこと(地域統括業務による利益)

なお、本判決は、課税当局が主張した、①「主たる事業」の判断にあたり収入金額や所得金額という金額的規模を重視すべきとの主張に対しては、租特法 66 条の 6 第 3 項及び 4 項の趣旨から、「特定外国子会社等が株式の保有に係る事業の他に実体的な事業活動をしており、これを当該国において行うことに十分な経済的合理性がある場合には、当該事業が主たる事業であるかどうかを検討しなければならないのは当然のことであり、たとえ株式の配当による所得金額が大きいとしても、株式保有以外の実体的な事業活動が現実に行われており、当該事業活動に相応の経営資源が投入されている場合には、事業基準…を満たすと解することこそが、タックスヘイブン対策税制の制度趣旨に適う」[傍点は当職らによる]上、そのように解さなければ、「株式保有以外の実体的な事業活動にいかにも多大な経営資源が投入されていても、当該事業活動の収益状況が芳しくない状況の下では、当該特定外国子会社等の主たる事業は株式保有業と判定されるという不合理な結果になりかねない」として排斥し、②「主たる事業」の判断にあたり資産総額に占める保有株式の額の割合も考慮すべきとの主張に対しては、「地域統括事業においては、被統括会社に対する統率力や経営統制の強化、意思決定の迅速化を図り、さらには現地パートナー等との交渉等を円滑に進める上で、被統括会社の株式保有が重要な意味を持つ一方で、さほど多くの固定資産等を必要とするものでないことは、事業の性質上、当然のことであるから、上記判定にあたって資産総額に占める保有株式の額の割合を重視するのが相当であるということもできない」として排斥しています。

(3) S 社の「主たる事業」が「卸売業」に該当するかについて(争点(ii))

本判決は、S 社が、地域統括会社として多種多様な地域統括業務を行っていたことを認定し、「これら各種業務は相互に関連し合い、有機的の一体をなして機能していたというのであるから、これら有機的の一体をなしている地域統括に関する各種業務のうち売買取引のみを取り出して主たる事業が『卸売業』に当たるとすることは、事業の実態にそぐわない」と判示しています。そして、租特法 66 条の 6 第 4 項が、特定外国子会社等の行う主たる事業の内容に応じて非関係者基準又は所在地国基準を満たすことを要するものと規定している趣旨について、「①特定外国子会社等がその地において当該事業活動を営むことにつき正当かつ十分な経済合理性があるかどうかの判定は、当該事業の本質的な行為が物理的にその所在地国内で行われているかどうか(所在地国基準)によって行うのが最も基本的かつ簡明である一方、②同項 1 号が掲げる事業については、その性質上、場所的な結び付きが乏しく、所在地国基準を適用するのは適当ではないため、所在地国基準に代えて、親会社等の関係者の間に介在するだけの取引には経済的合理性が乏しいという観点から、非関係者基準によることとされたものと解される」と述べた上で、S 社の行っていた地域統括業務は、「域内各拠点へのアクセスも容易なシンガポールにおいて行うことに意味があり、S 社が各種システムの提供・管理や生産活動への関与もしていたことから、S 社の「事業活動の内容を単なる卸売業とみるのは相当ではないし、卸売業に対して非関係者基準が適用される上述の制度趣旨が当てはまるものでもない」として、S 社の「主たる事業」は「卸売業」に該当せず、また、他のいわゆる特定業種に該当しないことから、所在地国基準が適用され、本店所在地国において地域統括事業を行っていたと認めました。

3. 本判決に関するコメント

(1) 本判決の意義

本判決は、特定外国子会社等が株式保有業務を含む複数の事業を営んでいる際の「主たる事業」の判定方法の一般論として、「それぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、それぞれの事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等の具体的かつ客観的な事業活動の内容を総合的に勘案して判定する」べきであると判示しています。この枠組み自体は、過去の裁判例(ホンコン・ヤオハン事件判決⁵及び大和鋼管工業(代表者)事件判決⁶)を踏襲したものでありますが、タックスヘイブン対策税制の趣旨、とりわけ適用除外要件の趣旨から、より具体的に、「株式保有に係る事業の他に実体的な事業活動をしており、これを当該国において行うことに十分な経済的合理性がある場合は」という条件を付しながらも、利益割合や資産規模といった金額的な考慮要素のみを重視するのではなく、(a)「株式保有以外の実体的な事業活動が現実的に行われており」、(b)「当該事業活動に相応の経営資源が投入されている」か否かという点を、「主たる事業」の判定基準としたこと(利益割合や資産規模のみを重視してしまうと、「株式保有以外の実体的な事業活動にいかにも多大な経営資源が投入されていても、当該事業活動の収益状況が芳しくない状況の下では、当該特定外国子会社等の主たる事業は株式保有業と判定されるという不合理な結果」になることを正面から認めたこと)に本判決の独自の意義があるものと考えられます。

同じく「主たる事業」の認定が争われた、ホンコン・ヤオハン事件判決や大和鋼管工業(代表者)事件判決では、本判決とは異なり、保有株式に係る収入の割合や総資産金額に占める保有株式の金額の割合等の金額基準に基づき「主たる事業」が株式の保有であったと判断しています。しかしながら、両事件においては、本事案とは異なり、問題となった事業年度における株式の保有以外の事業の実体がほとんど無いか、又は問題となった事業年度の約半分の期間において株式の保有以外の事業が休止されていたものであるため⁸、利益割合や資産規模以外に、株式の保有以外の実体的な事業活動への経営資源の投入という事実を認定することができない事案でした。それ故、これらの判決は、一見すると利益割合や資産規模といった金額的な考慮要素を重視したように思われますが、上記の事実関係の相違を考慮すれば、本判決で示された「主たる基準」の判断枠組みと矛盾するものではないものと理解することができます。

もっとも、金額的な考慮要素以外の各考慮要素の軽重、より具体的には、(a)どのような要素又は事実を以て、またその要素がどの程度あれば、「実体的な事業活動が現実的に行われている」と言い得るのか、(b)どのような要素又は事実を以て、「事業活動に相応の経営資源が投入」されていると言い得るのかについては、必ずしも明らかではなく、本判決後も「主たる事業」の判定は事案毎の個別具体的な事情により判断が分かれ得ると考えられます。

なお、本判決は、事業基準を満たすか否かを判断する場面(争点(i))において、S社の「主たる事業」は地域統括事業であったと認定した上で、更に、非関連者基準と所在地国基準のどちらを適用するかを判断する場面(争点(ii))において、「主たる事業」の種

⁵ ホンコン・ヤオハン事件判決(静岡地判平成7年11月9日訟務月報42巻12号3042頁、東京高判平成8年6月19日税務訴訟資料216号619頁、最判平成9年9月12日税務訴訟資料228号565頁)。なお、同事件の上告審は、納税者の「主たる事業が株式の保有であったと認められるから、同社には租税特別措置法66条の6第3項の規定が適用されないとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない」として、上告を棄却しています。

⁶ 大和鋼管工業(代表者)事件判決(東京地判平成20年8月28日判例時報2023号13頁、東京高判平成21年2月26日裁判所ウェブサイト、最判平成21年12月4日裁判所時報1497号4頁)。同事件は居住者に対するタックス・ヘイブン対策税制の適用事案であり、租税法40条の4が問題となった事件ですが、租税法40条の4と租税法66条の6とは同様の条文構造となっています。なお、上告審においては、「主たる事業」の判定に関する争点は受理決定において排除されているので、上告審における審理対象とはされていません。

⁷ 租税特別措置法(法人税関係)通達(昭和50年2月14日付直法2-2(例規)国税庁長官通達)66の6-8。

⁸ ホンコン・ヤオハン事件判決において、納税者は、問題となった事業年度における特定外国子会社等の「主たる事業」は金融業であり、株式の保有はその一環であったと主張していたようですが、当該事業年度において、当該特定外国子会社等には金融業に関わる貸付金は存在しなかったとされています。また、大和鋼管工業(代表者)事件判決において、納税者は、問題となった事業年度(平成13年1月1日から平成13年12月31日までの事業年度)における特定外国子会社等の「主たる事業」は鉄管の卸売業であったと主張しましたが、平成13年7月24日以降に現地事務所が閉鎖され、それ以降には鉄管の卸売実績がなかったとされています。

類に応じて非関連者基準又は所在地国基準を満たすことが必要とされている制度趣旨にも触れ、S社の「主たる事業」は卸売業ではなかったと認定しています。これら2つの場面で「主たる事業」の判断要素が同一であれば、後者の場面においては、単に「(前者の場面で認定したとおり)S社の『主たる事業』は地域統括事業であって卸売業ではない」といった判示になったはずであり、制度趣旨にまで触れたのは2つの場面で「主たる事業」の判断要素が異なるからであるとも考え得るところですが、本判決が後者の場面で独自に「主たる事業」の判定を行ったのは、地域統括事業の中に卸売業が含まれ得るという特殊な事情があり、何らかの判示をせざるを得なかったに過ぎず、同一の条文の同一の文言である以上、2つの場面で「主たる事業」の判断要素は同一であると考えるのが合理的であるように思われます。

(2) 平成22年度税制改正・平成23年度税制改正後の本判決の意義

本件訴訟は、平成22年度税制改正前の租税特別措置法が適用される事案でしたが、平成22年度税制改正により、統括会社⁹の事業年度終了の時に於いて有する被統括会社¹⁰の株式等の帳簿価額の合計額が当該事業年度終了の時に於いて有する株式等の帳簿価額の合計額の50%に相当する金額を超える場合における当該統括会社(以下「事業持株会社」といいます)は、いわゆる事業基準を満たさない「株式等の保有を主たる事業とするもの」から除外され(現行の租税特別措置法(以下「現行租税法」といいます)66条の6第3項、同法施行令(以下「現行租特令」といいます)39条の17第4項等)¹¹、次いで、平成23年度税制改正により、「事業持株会社」のいわゆる実体基準又は所在地国基準の判定は、統括業務¹²を主たる事業として判定を行うことが明確化されました(現行租税法66条の6第3項等)¹³。もともと、この平成22年度税制改正及び平成23年度税制改正により新設された「事業持株会社」の例外規定は、「株主等の保有を主たる事業とする」場合に関する規定であって、本件のように「主たる事業」が株式の保有ではないとされるのであれば、かかる規定の適用の有無を判断する前に事業基準を満たすと判断されることから、平成22年度税制改正及び平成23年度税制改正後も、地域統括事業等を行う特定外国子会社等の「主たる事業」が株式の保有であるか否かの判定については、本件が参考になります。

また、平成22年度税制改正及び平成23年度税制改正により、「事業持株会社」については、株式の保有を「主たる事業」とする場合であってもいわゆる事業基準を満たすこととされ、また統括業務を「主たる事業」としていわゆる実体基準及び所在地国基準の判定がなされることとなったことから、「主たる事業」が株式の保有か否かにかかわらず、地域統括会社たる特定外国子会社

⁹ 統括会社:一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている特定外国子会社等で以下の要件を満たすもの(現行租特令39条の17第4項)。

- ① 二以上の被統括会社に対して統括業務を行っていること
- ② 本店所在地国に統括業務に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び統括業務を行うに必要と認められるその統括業務に従事する者(専ら当該統括業務に従事する者に限る)を有していること

¹⁰ 被統括会社:当該外国法人に対して統括業務を行う特定外国子会社等にその株式等及び議決権のいずれも25%以上を直接に保有され、かつ、本店所在地国に事業を行うに必要と認められるその事業に従事する者を有するもので特定外国子会社等との間等に一定の資本関係を有するもの(現行租特令39条の17第2項)。

¹¹ かかる改正は、特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度に係る適用対象金額及びその適用対象金額に係る課税対象金額について適用し、同日前に開始した事業年度に係る適用対象金額及びその適用対象金額に係る課税対象金額については従前どおりとされています(平成22年改正法附則90条1項、平成22年改正租特令等附則34条2項)。

¹² 統括業務:特定外国子会社等が被統括会社との間における契約に基づき行う業務のうち被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの(当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る)であって、当該特定外国子会社等が二以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することとなると認められるもの(現行租特令39条の17第1項)。

¹³ かかる改正は、内国法人の平成23年4月1日以後に終了する事業年度に係る課税対象金額を計算する場合の適用対象金額(その内国法人等に係る特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始した事業年度に係るものに限り)及び内国法人の平成23年4月1日以後に終了する事業年度に係る部分課税対象金額を計算する場合の部分適用対象金額(その内国法人等に係る特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始した事業年度に係るものに限り)について適用し、内国法人の平成23年4月1日以前に終了した事業年度に係る課税対象金額を計算する場合の適用対象金額及び内国法人の同日前に終了した事業年度に係る部分課税対象金額を計算する場合の部分適用対象金額については従前どおりとされています(平成23年改正法附則58条)。

等が「事業持株会社」に該当するように設計することも考えられますが、その場合であっても、「事業持株会社」に該当するためには一定の形式基準(被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額が特定外国子会社等有する株式等の帳簿価額の合計額の50%に相当する金額を超えること等)があり、本判決は、平成22年度税制改正及び平成23年度税制改正後も、地域統括会社たる特定外国子会社等が当該形式基準を満たさない場合(または何らかの事情で当該形式基準を満たさなくなる場合)にも備えて地域統括会社を設計する場合)に参考となると考えられます。

以上



きたむら みちと
北村 導人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士・公認会計士

m.kitamura@jurists.co.jp

2000年弁護士登録。組織再編税制等の国内税務及び移転価格税制やタックス・ヘイブンを対策税制等の国際税務が絡むタックス・アドバイス、事前照会対応、税務調査対応並びに多数の税務争訟案件を手掛ける。



しばた ひでのり
柴田 英典

西村あさひ法律事務所 アソシエイト 弁護士

hi.shibata@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。一般企業法務及びM&A案件のほか、国内税務及び国際税務が絡むタックス・アドバイス、事前照会対応、税務調査対応並びに税務争訟案件を手掛ける。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニュースレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029

Tel: 03-5562-8500(代) Fax: 03-5561-9711

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2015